別表第十三その七（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣）
（陸上総隊司令官等）　印

処分要請書
（家屋の形状変更）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第４項の規定に基づき、同条第１項本文の規定の例により、次のとおり家屋の形状変更に係る処分を要請する。

所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「所在する場所」の欄には、形状を変更しようとする家屋の住所を記載する。

　なお、当該家屋は、自衛隊法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に所在するものに限る。

2　「形状変更の内容」の欄には、変更する部位等の名称、位置、範囲等を記載する。

3　「形状変更する理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、形状変更する目的、必要性等について記載する。

4　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1　「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋根や二階部分等に変更（除去を含む。）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。

　2　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する家屋の形状変更が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。